

付属 関係資料

(頁)

○委員・特別委員名簿	資料－ 1
○事務局概要	資料－ 2
○活動状況	資料－ 3
○窓口一覧	資料－ 5

○委員・特別委員名簿

電気通信紛争処理委員会の委員及び特別委員は、下表のとおり(令和5年4月1日現在)。

なお、これらの委員及び特別委員は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第154条第3項の規定による委員会の指定を受けており、このうちから事件ごとに、あっせん委員及び仲裁委員が指名されることとなる。

1. 委員

(敬称略)

氏名	現職	任命日 ²⁹	任期満了日
たむら こういち 田村 幸一 (委員長)	弁護士 (元高松高等裁判所長官)	令和4年12月3日 (令和元年12月3日)	令和7年12月2日
み お み え こ 三尾 美枝子 (委員長代理)	弁護士	令和4年12月3日 (令和元年12月3日)	令和7年12月2日
おがわ かよ 小川 賀代	日本女子大学理学部数物情報科学科教授	令和4年12月3日	令和7年12月2日
こづか そういちろう 小塚 荘一郎	学習院大学法学部教授	令和4年12月3日 (令和元年12月3日)	令和7年12月2日
なかじょう ゆうすけ 中條 祐介	横浜市立大学理事・副学長	令和4年12月3日	令和7年12月2日

2. 特別委員

(敬称略)

氏名	現職	任命日 ²⁹	任期満了日
あおやぎ ゆか 青柳 由香	法政大学法学部教授	令和3年11月30日 (平成27年11月30日)	令和5年11月29日
おおたか さとる 大雄 智	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院教授	令和3年11月30日	令和5年11月29日
おおはし ひろし 大橋 弘	東京大学大学院 経済学研究科・公共政策大学院教授、 副学長	令和3年11月30日 (平成27年11月30日)	令和5年11月29日
さなだ ゆきとし 真田 幸俊	慶應義塾大学理工学部 電気情報工学科教授	令和3年11月30日 (平成29年11月30日)	令和5年11月29日
しらやま しんいち 白山 真一	公認会計士 上武大学ビジネス情報学部 国際ビジネス学科教授	令和3年11月30日 (令和元年11月30日)	令和5年11月29日
すぎやま えつこ 杉山 悦子	一橋大学 大学院法学研究科教授	令和3年11月30日 (令和元年11月30日)	令和5年11月29日
やいり いくこ 矢入 郁子	上智大学理工学部 情報理工学科教授	令和3年11月30日 (平成27年11月30日)	令和5年11月29日
よしば ひろこ 葭葉 裕子	弁護士	令和3年11月30日 (平成29年11月30日)	令和5年11月29日

²⁹ 任命日の欄の括弧内の年月日は、再任の委員・特別委員の初任年月日

○事務局概要

電気通信紛争処理委員会には、電気通信事業法第152条の規定によりその事務をするための事務局が設置されており、事務局長、参事官等の職員が置かれている。これらの職員は、委員長の命を受けて職務を遂行し、事務局長は、その中で局務を掌理する。

事務局には、事業者等相談窓口を設け、電気通信事業者、コンテンツ配信事業者³⁰を営む者、ケーブルテレビ事業者等³¹、基幹放送事業者、無線局免許人等³²からの事業者間の紛争に関する相談に応じ、アドバイスや参考情報の提供を行っている。

所在地 〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第2号館9階

交通(地下鉄) 丸ノ内線・日比谷線・千代田線「霞ヶ関」駅 A2またはA3b出口から徒歩約1分

有楽町線「桜田門」駅 4出口から徒歩約3分

銀座線「虎ノ門」駅 6出口から徒歩約8分

【電気通信紛争処理委員会事務局の位置】



³⁰ 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業（電気通信事業法第164条第1項第3号）

³¹ 有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送の業務を行う一般放送事業者（登録一般放送事業者については、指定再放送事業者に限る。）（放送法第142条第1項）

³² 免許等を受けて無線局を開設し、又は免許等を受けた無線局に関する周波数その他の総務省令で定める事項を変更しようとする者（電波法第27条の38第1項）及び認定開設者、又は認定計画に係る周波数を現に使用している無線局の免許人等（電波法第27条の38第2項）

○活動状況

1 処理等件数の概要

(令和5年4月1日現在)

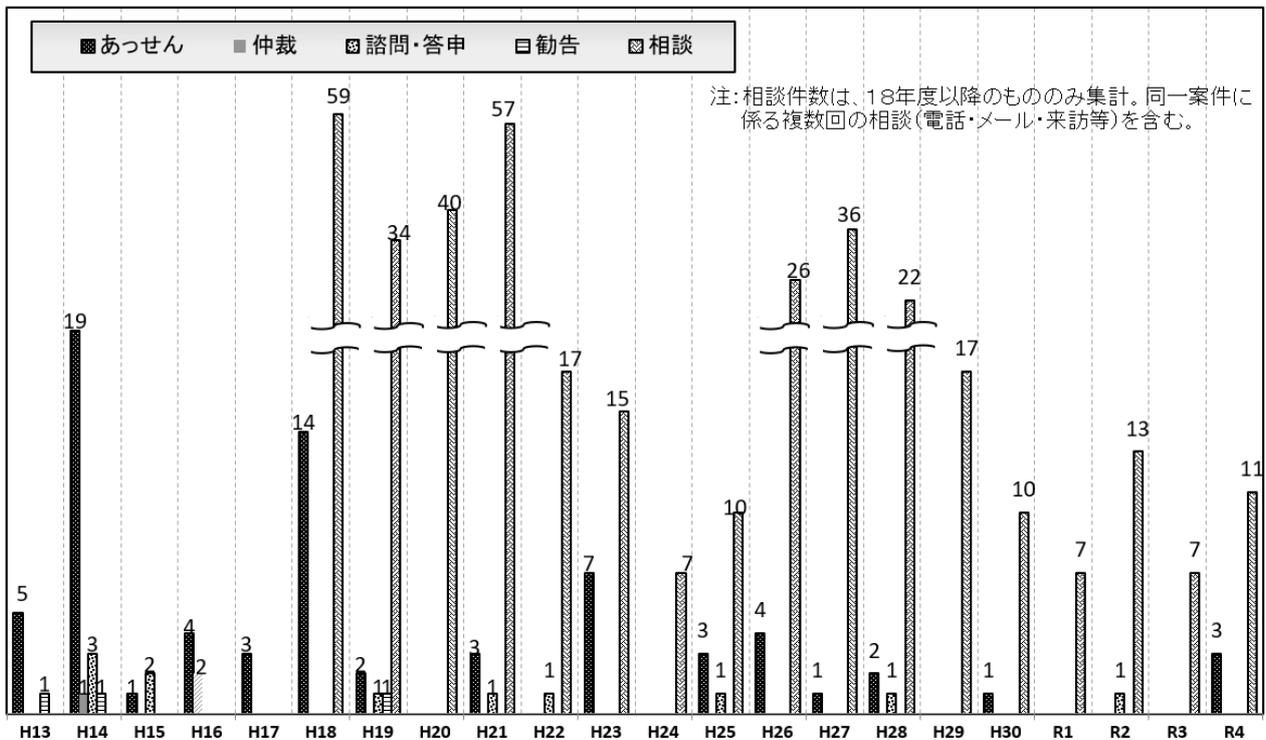
あっせん申請	72	処理終了	72
		(合意により解決	47)
		(合意に至らず申請取下げ	16)
		(あっせん打ち切り	3)
		(あっせん不実行	6)

仲裁申請	3	処理終了	3
		(仲裁判断	0)
		(仲裁不実行	3)

諮問	11	答申	11
----	----	----	----

総務大臣への勧告	3
----------	---

参考（年度別処理等件数³³⁾



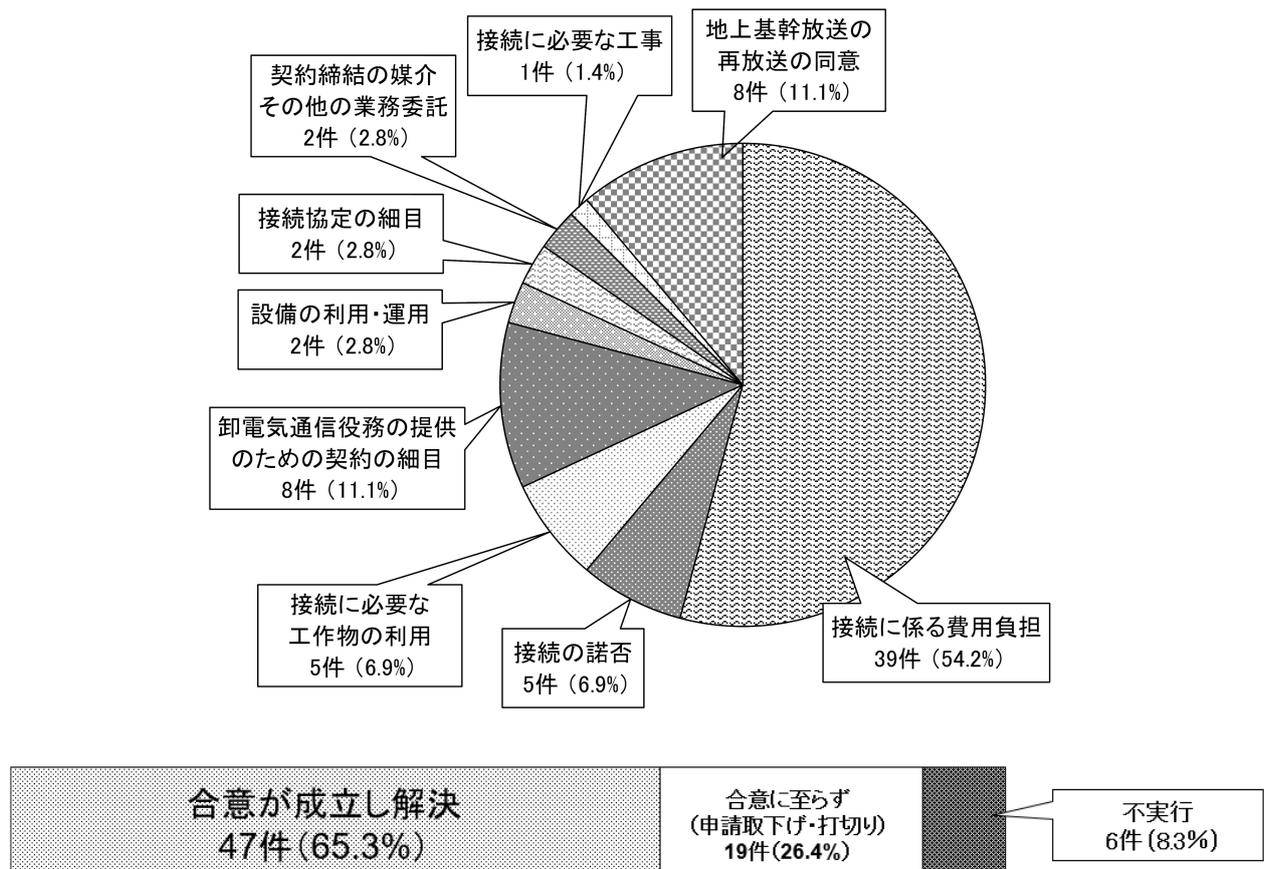
³³⁾ 諮問・答申は、答申を行った年度に計上。相談件数は平成18年度以降のもののみ掲載しており、同一案件に係る複数回の相談(電話・メール・来訪等)を含む。

2 種類別内訳

(令和5年4月1日現在)

	あっせん	仲裁	諮問	計
1 接続の諾否	5		3	8
2 接続に係る費用負担	39	2		41
3 接続のための工事・網改造等				
(1) 接続に必要な工事	1	1		2
(2) 設備の利用・運用	2			2
(3) 接続協定の細目	2		2	4
4 接続に必要な工作物の利用（コロケーション等）	5			5
5 卸電気通信役務の提供のための契約の細目	8		1	9
6 契約締結の媒介その他の業務委託	2			2
7 土地等の使用に関する協議認可			1	1
8 業務改善命令			3	3
9 地上基幹放送の再放送の同意	8		1	9
計	72	3	11	86

参考（あっせんの紛争内容・結果別内訳）^{34,35}



³⁴ 「合意が成立し解決」は、当事者間の協議により解決した事件19件（あっせん打切り後にあっせん案をふまえて当事者間で合意が成立した事件3件を含む。）及びあっせん案の受諾により解決した事件28件の合計。

³⁵ 「不実行」とは、一定の場合（他方当事者があっせんに拒否した場合、相手の社会的信用の低下を目的としていると認められる場合等）に委員会があっせんしないこと。

○窓口一覧

(総務省本省)

所在地 〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第 2 号館

内 容	担当部署	連絡先
○ 事業者間の紛争に関する一般的な相談 (あっせん・仲裁の制度・手続に関する説明のほか、紛争処理に関する法令・事例等の情報提供や紛争解決に向けた助言なども行っています。)	事業者等相談窓口 (電気通信紛争処理委員会 事務局)	電話：03-5253-5500 e-mail： soudan@ml.soumu.go.jp
○ 電気通信事業法又は電波法関係のあっせん・仲裁の申請	電気通信紛争処理委員会 事務局 (申請先：総合通信基盤局 総務課)	電話：03-5253-5500 (電話：03-5253-5827)
○ 放送法関係のあっせん・仲裁の申請	電気通信紛争処理委員会 事務局 (申請先：情報流通行政局 総務課)	電話：03-5253-5500 (電話：03-5253-5711)
○ 接続協定等に関する協議命令の申立て又は細目の裁定の申請 (電気通信事業法関係)	総合通信基盤局 料金サービス課 又は データ通信課	【料金サービス課】 電話：03-5253-5842 【データ通信課】 電話：03-5253-5852
○ 土地等の使用に関する協議認可又は裁定の申請 ○ 線路の移転その他支障の除去に関する裁定の申請 (電気通信事業法関係)	総合通信基盤局 基盤整備促進課	電話：03-5253-5866
○ 電気通信事業法第 172 条の規定による意見の申出	【申出人が電気通信事業者の場合】 総合通信基盤局 総務課	電話：03-5253-5827
	【申出人が電気通信事業者でない場合】 総合通信基盤局 料金サービス課 消費者契約適正化推進室	電話：03-5253-5488

※ 電気通信事業者以外の方からの申出については、管轄区域ごとの総合通信局及び沖縄総合通信事務所で受け付けています。(次表参照。)

(総合通信局及び沖縄総合通信事務所)

総合通信局等	申請等の窓口	管轄区域
北海道総合通信局 〒060-8795 札幌市北区 北八条西2-1-1 札幌第一合同庁舎	■電気通信事業法関係のあっせん・仲裁の申請 ■接続協定等に関する協議命令の申立て又は裁定の申請 ■電気通信事業法第172条の規定による意見の申出 ◇情報通信部 電気通信事業課 電話：(011)709-3956	北海道
	■地上基幹放送の再放送の同意に関するあっせん・仲裁の申請 ■地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定の申請 ◇情報通信部 放送課 有線放送担当 電話：(011)709-2311(内線4674)	
	■無線局の開設・変更にあつての混信等の妨害防止のために必要な措置に係る契約に関するあっせん・仲裁の申請 ■終了促進措置に係る契約に関するあっせん・仲裁の申請 ◇総務部 総務課 電話：(011)709-2311(内線4603)	
東北総合通信局 〒980-8795 仙台市青葉区 本町3-2-23 仙台第二合同庁舎	■電気通信事業法関係のあっせん・仲裁の申請 ■接続協定等に関する協議命令の申立て又は裁定の申請 ■電気通信事業法第172条の規定による意見の申出 ◇情報通信部 電気通信事業課 電話：(022)221-0632	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
	■地上基幹放送の再放送の同意に関するあっせん・仲裁の申請 ■地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定の申請 ◇放送部 有線放送課 電話：(022)221-0704	
	■無線局の開設・変更にあつての混信等の妨害防止のために必要な措置に係る契約に関するあっせん・仲裁の申請 ■終了促進措置に係る契約に関するあっせん・仲裁の申請 ◇総務部 総務課 電話：(022)221-0604	
関東総合通信局 〒102-8795 千代田区 九段南1-2-1 九段第三合同庁舎	■電気通信事業法関係のあっせん・仲裁の申請 ■接続協定等に関する協議命令の申立て又は裁定の申請 ■電気通信事業法第172条の規定による意見の申出 ◇情報通信部 電気通信事業課 電話：(03)6238-1935	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
	■地上基幹放送の再放送の同意に関するあっせん・仲裁の申請 ■地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定の申請 ◇放送部 有線放送課 電話：(03)6238-1723	
	■無線局の開設・変更にあつての混信等の妨害防止のために必要な措置に係る契約に関するあっせん・仲裁の申請 ■終了促進措置に係る契約に関するあっせん・仲裁の申請 ◇総務部 総務課 電話：(03)6238-1623	
信越総合通信局 〒380-8795 長野市旭町1108 長野第一合同庁舎	■電気通信事業法関係のあっせん・仲裁の申請 ■接続協定等に関する協議命令の申立て又は裁定の申請 ■電気通信事業法第172条の規定による意見の申出 ◇情報通信部 電気通信事業課 電話：(026)234-9952	新潟、長野

	<p>■地上基幹放送の再放送の同意に関するあつせん・仲裁の申請 ■地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定の申請 ◇情報通信部 放送課 電話：(026)234-9993</p>	
<p>北陸総合通信局 〒920-8795 金沢市広坂 2-2-60 金沢広坂合同庁舎</p>	<p>■無線局の開設・変更にあつたての混信等の妨害防止のために必要な措置に係る契約に関するあつせん・仲裁の申請 ■終了促進措置に係る契約に関するあつせん・仲裁の申請 ◇総務部 総務課 電話：(026)234-9963</p> <p>■電気通信事業法関係のあつせん・仲裁の申請 ■接続協定等に関する協議命令の申立て又は裁定の申請 ■電気通信事業法第172条の規定による意見の申出 ◇情報通信部 電気通信事業課 電話：(076)233-4422</p> <p>■地上基幹放送の再放送の同意に関するあつせん・仲裁の申請 ■地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定の申請 ◇情報通信部 放送課 電話：(076)233-4493</p> <p>■無線局の開設・変更にあつたての混信等の妨害防止のために必要な措置に係る契約に関するあつせん・仲裁の申請 ■終了促進措置に係る契約に関するあつせん・仲裁の申請 ◇総務部 総務課 電話：(076)233-4412</p>	<p>富山、石川、 福井</p>
<p>東海総合通信局 〒461-8795 名古屋市東区 白壁 1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館</p>	<p>■電気通信事業法関係のあつせん・仲裁の申請 ■接続協定等に関する協議命令の申立て又は裁定の申請 ■電気通信事業法第172条の規定による意見の申出 ◇情報通信部 電気通信事業課 電話：(052)971-9133</p> <p>■地上基幹放送の再放送の同意に関するあつせん・仲裁の申請 ■地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定の申請 ◇放送部 有線放送課 電話：(052)971-9407</p> <p>■無線局の開設・変更にあつたての混信等の妨害防止のために必要な措置に係る契約に関するあつせん・仲裁の申請 ■終了促進措置に係る契約に関するあつせん・仲裁の申請 ◇総務部 総務課 電話：(052)971-9105</p>	<p>岐阜、静岡、 愛知、三重</p>
<p>近畿総合通信局 〒540-8795 大阪市中央区 大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第1号館</p>	<p>■電気通信事業法関係のあつせん・仲裁の申請 ■接続協定等に関する協議命令の申立て又は裁定の申請 ■電気通信事業法第172条の規定による意見の申出 ◇情報通信部 電気通信事業課 電話：(06)6942-8519</p> <p>■地上基幹放送の再放送の同意に関するあつせん・仲裁の申請 ■地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定の申請 ◇放送部 有線放送課 電話：(06)6942-8571</p> <p>■無線局の開設・変更にあつたての混信等の妨害防止のために必要な措置に係る契約に関するあつせん・仲裁の申請 ■終了促進措置に係る契約に関するあつせん・仲裁の申請 ◇総務部 総務課 電話：(06)6942-8505</p>	<p>滋賀、京都、 大阪、兵庫、 奈良、和歌山</p>

中国総合通信局 〒730-8795 広島市中区 東白島町 19-36	<ul style="list-style-type: none"> ■電気通信事業法関係のあっせん・仲裁の申請 ■接続協定等に関する協議命令の申立て又は裁定の申請 ■電気通信事業法第172条の規定による意見の申出 ◇情報通信部 電気通信事業課 電話：(082)222-3376 	鳥取、島根、岡山、広島、山口
	<ul style="list-style-type: none"> ■地上基幹放送の再放送の同意に関するあっせん・仲裁の申請 ■地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定の申請 ◇放送部 有線放送課 電話：(082)222-3388 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■無線局の開設・変更にあつた際の混信等の妨害防止のために必要な措置に係る契約に関するあっせん・仲裁の申請 ■終了促進措置に係る契約に関するあっせん・仲裁の申請 ◇総務部 総務課 電話：(082)222-3303 	
四国総合通信局 〒790-8795 松山市味酒町 2-14-4	<ul style="list-style-type: none"> ■電気通信事業法関係のあっせん・仲裁の申請 ■接続協定等に関する協議命令の申立て又は裁定の申請 ■電気通信事業法第172条の規定による意見の申出 ◇情報通信部 電気通信事業課 電話：(089)936-5042 	徳島、香川、愛媛、高知
	<ul style="list-style-type: none"> ■地上基幹放送の再放送の同意に関するあっせん・仲裁の申請 ■地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定の申請 ◇情報通信部 放送課 電話：(089)936-5037 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■無線局の開設・変更にあつた際の混信等の妨害防止のために必要な措置に係る契約に関するあっせん・仲裁の申請 ■終了促進措置に係る契約に関するあっせん・仲裁の申請 ◇総務部 総務課 電話：(089)936-5010 	
九州総合通信局 〒860-8795 熊本市西区春日 2-10-1	<ul style="list-style-type: none"> ■電気通信事業法関係のあっせん・仲裁の申請 ■接続協定等に関する協議命令の申立て又は裁定の申請 ■電気通信事業法第172条の規定による意見の申出 ◇情報通信部 電気通信事業課 電話：(096)326-7862 	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
	<ul style="list-style-type: none"> ■地上基幹放送の再放送の同意に関するあっせん・仲裁の申請 ■地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定の申請 ◇放送部 有線放送課 電話：(096)326-7878 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■無線局の開設・変更にあつた際の混信等の妨害防止のために必要な措置に係る契約に関するあっせん・仲裁の申請 ■終了促進措置に係る契約に関するあっせん・仲裁の申請 ◇総務部 総務課 電話：(096)326-7806 	
沖縄総合通信事務所 〒900-8795 那覇市旭町 1-9 カブ 一ナ旭橋 B 街区 5 階	<ul style="list-style-type: none"> ■電気通信事業法関係のあっせん・仲裁の申請 ■接続協定等に関する協議命令の申立て又は裁定の申請 ■電気通信事業法第172条の規定による意見の申出 ◇情報通信課 電気通信事業担当 電話：(098)865-2302 	沖縄
	<ul style="list-style-type: none"> ■地上基幹放送の再放送の同意に関するあっせん・仲裁の申請 ■地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定の申請 ◇情報通信課 放送担当 電話：(098)865-2307 	

	<p>■無線局の開設・変更に当たっての混信等の妨害防止のために必要な措置に係る契約に関するあつせん・仲裁の申請</p> <p>■終了促進措置に係る契約に関するあつせん・仲裁の申請</p> <p>◇総務課 総務担当</p> <p>電話：(098)865-2300</p>	
--	--	--